

四日市市告示第172号

四日市市訪問看護ステーション整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智広

四日市市訪問看護ステーション整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市訪問看護ステーション整備費補助金交付要綱（平成23年四日市市告示第226号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成32年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度において補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。	附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成29年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度において補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)